

2011年1月13日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第144号)

国家外貨管理局上海市分局、サービス貿易に係る立替金等の対外支払で規制緩和措置を発表

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は2010年12月31日付で、『上海市国内機関によるサービス貿易に係る立替金、分担費用の対外支払に関する問題についての通達』(上海匯発[2010]192号、以下、『192号通達』という)を公布しました。『192号通達』は、従来は外貨管理局の認可を取得した多国籍企業など、一部の企業のみ認められていたサービス貿易に係る立替金などの対外支払手続に関する規制を緩和したもので、1件あたり10万米ドル相当以下(10万米ドル相当を含む)であれば、外貨管理局の認可は必要なく、直接、銀行で立替金などに係る対外支払手続が可能であると規定しています。

『通達』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、手続などが上海市とは異なる可能性がございます。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

この度規制が緩和されたのは、『多国籍企業の貿易外取引に係る外貨売渡・対外支払管理に関する問題についての通達』(匯発[2004]62号、以下、『62号通達』という)に規定されているサービス貿易に係る立替金などの対外支払(詳細は図表1参照)。

従来、中国企業の外国籍従業員に係る給与や福利手当などを国外関連企業が立替払いをし、その後、中国企業が立替金相当額を国外関連企業宛に支払うといった、サービス貿易に係る立替金についての外貨購入・対外支払は、『62号通達』の条件を満たし、かつ外貨管理局の認可を得た多国籍企業とその関連会社などにのみ認められていました。さらに、対外支払時にも、規定の資料のほか、外貨管理局で

認定書に係る手続が必要とされているなど、立替金に係る対外支払には実務面において厳しい規制が設けられていました。

【図表1】立替金の外貨購入・対外支払が可能取引

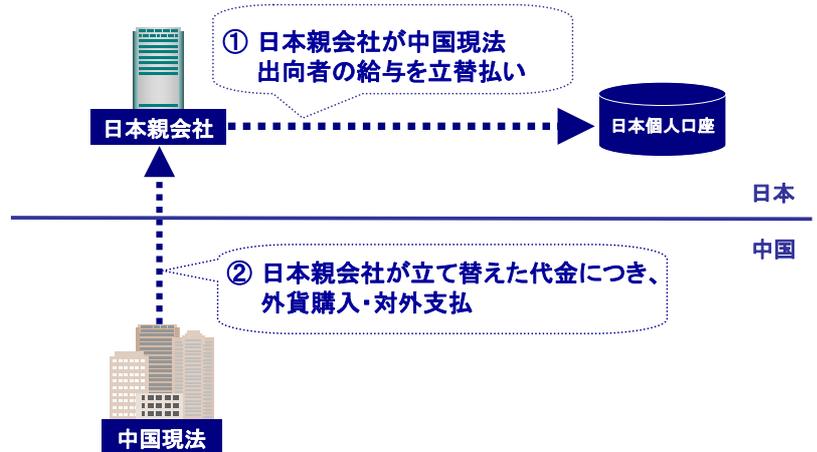
- ✓ **上海市国内機関の外国籍従業員に係る立替金**
 - 給与・福利手当
 - 商業保険費用、社会保険費用
- ✓ **上海市国内機関の社員に係る国外出張旅費、国外研修費**
- ✓ **上海市国内機関の運営・管理に係る費用の立替金**
 - 研究開発費、仕入費用、販売費用などの管理費用に係る分担分
 - その他の立替・分担費用

『192号通達』では、従来の規制を緩和し、多国籍企業以外の企業に対してもサービス貿易に係る立替金の外貨購入・対外支払を認め、さらに10万米ドル相当以下であれば、外貨管理局発行の認定書の提出を不要とするなど、規制を大幅に緩和しています。

この度の措置により、例えば図表2のように、日本親会社が中国現法出向者の給与を立替払いし、その後、中国現法から立替金相当額を対外支払することが可能となりました。

ただし、対外支払金額が3万米ドル相当を超える場合は、支払前に、税務局において『サービス貿易、所得、経常移転および一部の資本項目に関わる対外支払納税証明』に係る手続が必要となり¹(国外出張旅費などを除く)、また10万米ドル相当を超える場合は、対外支払時に外貨管理局が発行する認可書や届出表が必要となるため、注意が必要です(図表3参照)。

【図表2】 中国現法出向者の給与に係る立替金支払スキーム例(イメージ図)



【図表3】 上海市国内機関のサービス貿易に係る立替金の対外支払時に必要な手続・書類

企業種類	必要手続・書類	
	10万米ドル以下	10万米ドル超
『62号通達』の条件を満たす多国籍企業 およびその国内関連会社 ^(注1)	必要書類に基づき、 銀行で直接、外貨購入・対外支払が可能	外貨管理局上海市分局で資格申請後、『認可書』を取得。 対外支払時に必要書類とともに『認可書』を提出。 (『認可書』取得後は外貨管理局での手続は必要なし)
『192号通達』第2条の条件を満たす企業 ^(注2)		外貨管理局上海市分局で資格確認を受けた後、『届出表』を取得。対外支払時に必要書類とともに『届出表』を提出。 (『届出表』取得後は外貨管理局での手続は必要なし)
上記の条件に合致しない企業		1件ごとに外貨管理局上海市分局で外貨売渡・対外支払の認可書に係る手続を行い、対外支払時に必要書類とともに提出。

(注1) 多国籍企業およびその国内関連会社には以下が含まれる。

- ✓ 多国籍企業とは中国国内に関連会社を有し、かつ中国国内の関連会社が世界もしくは地域(中国を含む)において投資管理機能を使用する企業集団のことを指し、中資・外資の多国籍企業を含む。
- ✓ 国内関連会社には、①外資多国籍企業が中国国内に設立した分公司、②外資多国籍企業が支配もしくは出資(出資比率は25%を下回らない、以下同)している外商投資企業、③外資多国籍企業の国外本社もしくは国外関連会社が中国国内に設立し、委託管理関係のある分公司、④外資多国籍企業の国外本社もしくは国外関連会社が中国国内で支配もしくは出資し、委託管理関係のある外商投資企業、⑤中資多国籍企業が中国国内に設立した分公司、支配もしくは出資している会社、が含まれる。

(注2) これには以下の条件に合致する単独の外商投資企業もしくは中資企業が含まれる。

- ✓ 上海市商務委員会の認定を受けた多国籍企業の地域本部。
- ✓ 上海市商務委員会の認定を受けた外商投資R&Dセンター。
- ✓ 上海市商務委員会および上海市外商投資企業協会の認定を受けた前年度の上海市外商投資先進企業。
- ✓ 上海市商務委員会の認定を受けたアウトソーシングサービス重点企業およびサービス貿易重点企業。
- ✓ 中資・外資保険機関および保険仲介機関。

¹ 『サービス貿易等項目の対外支払に際して納税証明を提出する問題についての通達』(匯発[2008]64号)、『サービス貿易等項目に関わる対外支払の納税証明発行についての管理弁法』(国税発[2008]122号)、『サービス貿易等項目の対外支払における納税証明の提出をより一層明確にする問題についての通達』(匯発[2009]52号)など参照。

『192号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)および5ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局上海市分局
上海匯発[2010]192号
**『上海市国内機関によるサービス貿易に係る立替金、分担費用の
対外支払に関する問題についての通達』**

上海市各外貨指定銀行

『国家外貨管理局の「国家外貨管理局行政許可項目表」公布に関する通達』(匯発[2010]43号)、『国家外貨管理局の現行法規では明確に定めていない貿易外取引の外貨購入・対外支払に係る問題についての通達』(匯発[2003]35号)および『国家外貨管理局の経常項目外貨管理の調整に関する通達』(匯発[2006]19号)の関連規定に基づき、上海の実情を考慮の上、上海市国内企業によるサービス貿易に係る立替金、分担費用の対外支払に関する問題について以下のように通知する。

1. 『国家外貨管理局の多国籍企業の貿易外取引に係る外貨売渡・対外支払管理に関する問題についての通達』(匯発[2004]62号、以下、『通達』という)の条件を満たす多国籍企業およびその国内関連会社は『通達』に定める資料を持参し、当分局に対して多国籍企業の貿易外取引に係る外貨売渡・対外支払資格を申請し、当分局が発行する「認可書」(別添1参照)に基づき、外貨指定銀行でサービス貿易の立替金、分担費用に係る外貨購入・対外支払手続を行うことができる。
2. 以下のいずれかの条件に合致する単独の外商投資企業もしくは中資企業は、当分局の資格確認を受けた後、当分局が発行する「届出表」(別添2参照)に基づき、外貨指定銀行でサービス貿易の立替金、分担費用に係る外貨購入・対外支払手続を行うことができる。
 - (1) 上海市商務委員会の認定を受けた多国籍企業の地域本部
 - (2) 上海市商務委員会の認定を受けた外商投資R&Dセンター
 - (3) 上海市商務委員会および上海市外商投資企業協会の認定を受けた前年度の上海市外商投資先進企業

- (4) 上海市商務委員会の認定を受けたアウトソーシングサービス重点企業およびサービス貿易重点企業
 - (5) 中資・外資保険機関および保険仲介機関
3. 第1条および第2条の規定に合致しない単独の外商投資企業もしくは中資企業がサービスに係る立替金、分担費用の対外支払手続を行う場合、1件の金額が10万米ドル相当以下(10万米ドルを含む)の場合、直接、外貨指定銀行で外貨購入・対外支払手続を行うことができる。1件の金額が10万米ドル相当を超える場合、当分局が発行する外貨売渡・対外支払の認可書に基づき外貨指定銀行で外貨購入・対外支払手続を行うことができる。
4. 国内機関がその国外関連会社宛にサービス貿易に係る立替金、分担費用を支払う場合、『通達』の規定に基づき相応する資料を提出しなければならない。

以上

- 別添
- 1. 認可書(略)
 - 2. 届出表(略)

国家外貨管理局上海市分局

2010年12月31日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

国家外汇管理局上海市分局

上海汇发[2010]192号

《关于上海市境内机构对外支付服务贸易项下代垫、分摊费用有关问题的通知》

本市各外汇指定银行：

根据《国家外汇管理局关于发布〈国家外汇管理局行政许可项目表〉的通知》（汇发[2010]43号）、《国家外汇管理局关于现行法规中没有明确规定的非贸易项目售付汇有关问题的通知》（汇发[2003]35号）和《国家外汇管理局关于调整经常项目外汇管理政策的通知》（汇发[2006]19号）有关规定，结合上海实际，对上海市境内机构对外支付服务贸易项下代垫、分摊费用有关问题通知如下：

- 一、符合《国家外汇管理局关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知》（汇发[2004]62号，以下简称《通知》）条件的跨国公司及其境内关联公司可持《通知》规定材料向我分局申请跨国公司非贸易售付汇资格，凭我分局出具的“核准件”（见附表1）在外汇指定银行办理服务贸易项下代垫、分摊费用的购付汇手续。
- 二、符合下列条件之一的单一外商投资企业或中资企业，经我分局确认资格，凭我分局出具的“备案表”（见附表2）在外汇指定银行办理服务贸易项下代垫、分摊的购付汇手续。
 - （一） 经上海市商务委员会认定的跨国公司地区总部；
 - （二） 经上海市商务委员会认定的外商投资研发中心；
 - （三） 经上海市商务委员会和上海市外商投资企业协会认定的上年度上海市外商投资先进企业；
 - （四） 经上海市商务委员会认定的服务外包重点企业和贸易重点服务企业；
 - （五） 中外资保险机构和保险中介机构；
- 三、不符合第一条和第二条规定的单一外商投资企业或中资企业对外支付服务项下代垫、分摊费用，单笔金额在等值10万美元以下（含10万美元）直接在外汇指定银行办理购付汇手续；单笔金额超过等值10万美元的，凭我分局出具的售付汇核准件到外汇指定银行办理购付汇手续。
- 四、境内机构向其境外关联公司支付服务贸易项下代垫、分摊费用，应按《通知》规定提交相应材料。

特此通知。

- 附件： 1. 核准件
2. 备案表

国家外汇管理局上海市分局
二〇一〇年十二月三十一日

附件1:

核准件（存根）	核准件
编号	
单位名称:	编号:
单位代码:	_____公司:
联系人:	
联系电话:	
经办:	根据国家外汇管理局《关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知》(汇发[2004]62号,以下简称《通知》)有关规定,经外汇局上海市分局审核,同意你公司凭此核准件及相关材料到外汇指定银行办理《通知》规定的非贸易项下的购付汇手续。
复核:	
核发机关:	
核发日期:	外汇局签注（盖章）
	年 月 日

附件 2:

备案表（存根）	备案表
编号	编号:
单位名称:	_____公司:
单位代码:	
联系人:	
联系电话:	根据国家外汇管理局《关于发布〈国家外汇管理局行政许可项目表〉的通知》及《关于现行法规中没有明确规定的非贸易项目售付汇有关问题的通知》有关规定，经外汇局上海市分局审核，同意你公司凭此备案表及《关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知》规定的材料到外汇指定银行办理服务贸易项下代垫、分摊的购付汇手续。
经办:	
复核:	
核发机关:	外汇局签注（盖章）
核发日期:	年 月 日
	备案表有效期至 年 月 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。